3月11日号
（昭和24年5月10日）
第2665号
2004年（平成16年）
第三種郵便物認可

海上保安新聞

発行所 財団法人 海上保安協会
〒104-0045 東京都中央区築地5－3－1
電話 03-3542-3678～9
FAX 03-3541-9085
E-mail:kaiho-shinbun@jcga.or.jp
（毎週木曜日発行）
購読料 月極610円 送料共

黒松 千福
株式会社 三宅本店（広島・呉）

船主責任保険を義務化

100総トン以上の外国船

来年3月施行目指す 国土交通省が導入

外国船の入港の際に船主責任保険への加入を義務付け、損害賠償や座礁などの船舶撤去の費用を担保する制度を、国土交通省が導入する。対象は100総トン以上の外国船。今臨時国会に「油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案」を提出した。放置座礁船の撤去を行う地方自治体、油による漁業補償などを支援するのが狙い。来年3月1日の施行を目指している。

国、自治体の負担を軽減

船舶の座礁などの被害が、上保安庁による発生した場合は、船舶所有者などの責任で処理される。いずれも船舶所有者などの責任で処理されるのが原則。しかし船主責任保険に加入していない船舶も多く、被害の賠償や船舶の撤去を行わないケースが増加傾向にある。海上保安庁海洋情報部の調べによると、現在全国に放置の座礁外国船が放置されている。いずれも船舶所有者などの責任で処理されるのが原則。しかし船主責任保険に加入していない船舶も多く、被害の賠償や船舶の撤去を行わないケースが増加傾向にある。海上保安庁海洋情報部の調べによると、現在全国に放置の座礁外国船が放置されている。

用負担が大きかった。この制度が導入されれば、保険加入船舶は、日本国内に入出港する100総トン以上の外国船舶に義務付けられるため、この法律で改善となる